

東総地区広域市町村圏事務組合公告第9号

匝瑳中継施設整備工事の一般競争入札の実施について
地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年3月2日

東総地区広域市町村圏事務組合
管理者 米本 弥一郎

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 工事名 | 匝瑳中継施設整備工事 |
| (2) 工事場所 | 千葉県匝瑳市松山107番地 |
| (3) 工期 | 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで |
| (4) 工事概要 | 匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおり |
| (5) 入札方法 | 一般競争入札 |

2 参加資格

下記の全てを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「構成市」という。）いずれかの令和6・7年度入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、清掃施設工事又は機械器具設置工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、構成市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則、旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱）に基づく指名除外措置を公告日から開札日までの間に受けていないこと。
- (2) 当該業種の格付が、構成市いずれかでA等級であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該入札の公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置するとともに、同法第26条に規定する技術者を適正に配置すること。
- (5) 現場代理人を配置すること。（本工事の入札日現在3か月以上恒常的雇用関

係にある者)

- (6) 工事の円滑な遂行を図るため法令に基づく適正な主任技術者又は監理技術者（清掃施設工事又は機械器具設置工事の監理技術者資格者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を修了している者）を、工事現場に専任で配置できること。
また、配置する有資格者及び工事における現場代理人と技術者にあつては、受注者と直接的かつ引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。なお、現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者は兼務することができるが、過去10年間にごみ中継施設における経験がある者であること。
- (7) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事又は機械器具設置工事」の総合評定値（P）が1,000点以上であること。
- (9) ごみ中継施設又は一般廃棄物処理施設を元請として建設した実績があること。
- (10) 構成市の納税義務に対し、完納していること。
- (11) 本工事に関する発注支援業務を受託した株式会社日産技術コンサルタントと資本面又は人事面で関係がある者でないこと。

3 入札説明書等の公表等に関する事項

本工事に係る入札説明書、発注仕様書等の公表等を次のとおり行う。

- (1) 入札説明書、発注仕様書等の公表
 - ① 公表日 令和8年3月2日（月） 入札公告と同時
 - ② 公表方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページ
(URL:<http://www.tksj.jp/>)
- (2) 入札説明書、発注仕様書等に関する質問の受付
入札説明書、発注仕様書等に関する質問がある場合は、「質問書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより下記提出先に提出すること。この際の文書形式は、Microsoft Excel とすること。なお、電子メールを送付した場合は、必ず電話連絡を行うこと。
 - ①受付期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
 - ②時 間 午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は正午まで）
 - ③提出先 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
電子メールアドレス：toukou-tyukei@tksj.jp
電話：0479-85-8043
- (3) 入札説明書、発注仕様書等に関する質問に対する回答
入札説明書、発注仕様書等に関する質問への回答は、令和8年3月18日（水）に、本組合ホームページに掲載するものとし、電話等による問合せには原則応じない。なお、本工事に直接関係するもののみ回答を行うものとして、全ての質問に回答するものではない。

4 現地確認

現地確認を希望する場合は、次のとおり行うこととする。

- (1) 申込期間 公告日から令和8年3月6日（金）午後5時まで
- (2) 申込方法 任意様式によるものとし、電子メール又はファックスにて下記申込先に連絡すること。なお、下記実施日程のうちから希望日及び希望時間帯（午前又は午後）を記載すること。
- (3) 申込先 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
電子メールアドレス：toukou-tyukei@tksj.jp
ファックス：0479-85-8045
- (4) 実施日程 令和8年3月3日（火）から令和8年3月9日（月）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
各日とも午前9時から午後4時の間（正午から午後1時の間を除く）
- (5) 実施方法 詳細は申込者に通知する。

5 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請の期間等

- ①期 間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月9日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ②時 間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ③提出先 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話：0479-85-8040
- ④提出方法 持参又は郵送によるものとし、郵送する場合は受付期間内に必着とすること。なお、持参する場合は、上記提出先に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を提示すること。
- ⑤提出書類 匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおり

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格審査申請書類を提出した入札参加希望者に対し、令和8年3月12日（木）（先に各社担当に電子メールを送付し、後日原本を郵送）に、郵送により通知する。

なお、入札参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

6 提案書類の提出等に関する事項

匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおりとする。

7 入札日時等

- (1) 日 時 令和8年4月9日(木) 午前10時00分
上記の日程等は、提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。変更になった場合、入札参加者に対して通知する。
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 会議室
(千葉県旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階)
- (3) 入札の辞退 入札参加者が、入札を辞退する場合、入札日の前日午後5時までに組合が指定する「入札辞退届」を、本組合総務課に提出すること。

8 入札方法及び工事費内訳書の提出等
匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおりとする。

9 入札保証金
入札保証金 免除

10 契約保証金
東総地区広域市町村圏事務組合財務規則第134条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第3項の規定に該当するときは契約保証金を免除する。

11 前払金
前払金 あり(ただし、各年度1億円を上限とする。)

12 入札参加に関する留意事項
匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおりとする。

13 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札者が協定していた入札
- (7) 同一人がした2以上の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) 工事費内訳書の金額の計が入札書の内容と一致しない場合、又は工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある場合

(10) 工事費内訳書の提出をしなかった者の入札

(11) その他入札条件に違反した入札

14 予定価格

本工事に係る予定価格は、事後公表とする。

15 最低制限価格

本工事は最低制限価格を設定している。

落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者が落札者となる。

16 契約の締結に関する事項

(1) 本工事の契約にあたっては、契約書の作成を要する。

(2) 本工事に係る契約については、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、東総地区広域市町村圏事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による本組合議会の議決（可決）と同時に本契約としての効力を生じるものとする。

(3) 当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

17 その他

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 本工事は、工事实績情報システム（CORINS）の登録対象工事である。

(3) その他の詳細については、匝瑳中継施設整備工事入札説明書のとおりとする。

18 問い合わせ先

東総地区広域市町村圏事務組合 総務課

千葉県旭市高生1番地 電話：0479-85-8040

メールアドレス：tougou@tksj.jp